

第7回 道州制推進本部本部員会議開催状況

日時 平成19年11月22日(木)
15:30~

場所 知事会議室(本庁舎3階)

1 開会

2 本部長挨拶

3 議題

- (1) 道州制特区推進法に基づく国への新たな提案について(緊急提案)
- (2) その他

4 閉会



【本部長挨拶】

- ・ 「道州制特区推進条例」に基づき設置した「道州制特区提案検討委員会」において、道民の皆様からいただいた提案などについて、精力的に議論をいただいております。今回は、「地域医療の確保」、「食や暮らしの安全・安心の確保」といった、道民の「いのち」に関わる5項目の提案を行うべきとする答申を頂いた。来週から始まる第4回定例道議会に我々として提案に向けて最終的な準備をしている。
- ・ 道としては、この答申を受け、国への提案を取りまとめたところであるが、関係各部、特にJAS法と水道法の所管である環境生活部には、大変なご苦勞をおかけしたと聞いており、よくまとめ上げていただき、心から感謝申し上げます。
- ・ これから道議会に、5項目について提案をしてご了解をいただければ、道として正式な提案となる。もともと道州制特区推進については霞ヶ関の方々のそれなりの抵抗は想定されていたことに加え、ねじれ国会の中では法律改正に向けた道筋が不透明と、環境は厳しいが、道としては、道民レベルの議論を盛り上げて、我々の考え方を取りまとめ、国に提案するという道筋を重視して取り組んでいきたい。
- ・ 今回の緊急提案に加え、更に200件を超える道民の皆様のご貴重なアイデアが寄せられている。各担当部においては、そうした道民の皆様のご思い、積極的な検討をして頂いている提案検討委員会に皆様のご思いをしっかりと受けとめていただき、貴重な道民アイデアを活かすためにはどうしたらよいか、道政上の諸課題を解決するために道州制特区を活用できないかという発想に立ち、行政のプロとして今後とも積極的な検討をお願いしたい。
- ・ とすると道州制と言うと、開発局の業務と一緒になるのかということばかりがマスコミ等で議論になる。国の規制により道政運営に支障があるというのは幅広い分野で多くあるので、周りの色々な声に惑わされることなく、常に道民の視点で、道政を運営する上で必要な提案を1つずつ着実にやっていく、そしてその実現を目指していく、そういう視点で我々は取り組んでいく。

【協議結果】

- ・ 道州制特区推進法に基づく国への新たな提案(緊急提案)を、第4回定例道議会に提案をすることとする。(異議なし)

【その他発言】

(副本部長(山本副知事))

- ・ パブリックコメントで聴取した道民の皆様の意見で、本部員に紹介した方が良いものはないか？

(事務局)

- ・ 一言で言うと、道民提案が他にも多くあるので、積極的に整理して提案に結びつけてほしいという激励と、財源についてご心配を頂いている意見があった。

(副本部長(山本副知事))

- ・ 道民の皆様から引き続き提案は寄せられているか？ 提案の募集は引き続き行っているか？

(事務局)

- ・ 数件の追加があった。このように国に提案することが明らかになれば、また提案は増えると思う。道民の皆様からの提案募集は常に行っている。

(副本部長(山本副知事))

- ・ 1支庁1提案は寄せられているか？ 各地域で競い合って提案するような状況になっているか？

(事務局)

- ・ 本日、各支庁の担当参事を参集し会議を行い、更なる検討のお願いをしたところ。

(本部長)

- ・ まず政府に国会提出というところまで実現していただくために努力することが第一で、そこまで上手くいった場合、国会等との調整等を含めて我々はどのように取りくんで行くのか、未踏の分野なので皆様力を借りながら行っていきたい。このような状況だからこそ、道民の皆様からの提案をこのような手続きを経て道として提案していることを、しっかりと関係各位の皆様にご理解頂く事が何よりも重要である。
- ・ 先般、提案検討委員会から答申を頂いた直後、担当の増田大臣に答申の内容についてご説明したが、違和感のないものと評価をしていただき嬉しかった。

(副本部長(嵐田副知事))

- ・ 昨日、自民党本部でお話をさせていただいたが、「北海道の提案は全面的に応援する。5項目の提案に続きもっと提案をしてきてほしい。北海道を応援する」とのお話を頂いたので、担当各部の協力を引き続きお願いする。

【資料】

- ・ 道州制特区推進法に基づく国への新たな提案(概要)

道州制特区推進法に基づく国への新たな提案（概要）

H19. 11 北海道

提案項目

地域医療の確保について

○札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更

・地域医療を担う医師を育成する札幌医科大学の定員数を地域で決めることができるよう、定員の変更に必要な学校教育法に基づく学則変更の届出先を国から道に変更するよう提案します。

○労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大

・労働者派遣法により対象とされていないへき地において、民間病院等の医師が地域医療に従事することができるようにするよう提案します。

○地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大

・地方公務員派遣法により対象とされていない病院や診療所について、医師である道職員等が地域医療に従事することができるようにするよう提案します。

食の安全・安心の確保について

○JAS法に基づく監督権限の移譲

・食品などの品質表示に関して、違反した道内業者に対する指示は道、最終権限である措置命令は国とに分かれている指示・監督権限などについて、通報から措置命令まで、北海道が一貫した対応ができるよう提案するとともに、この提案により国から道に権限等の移譲がなされた場合、当該事務の実施に必要な財源を国から道に交付金として措置することを提案します。

くらしの安全・安心の確保について

○水道法に基づく監督権限の移譲

・給水人口5万人を超える水道事業及び一日最大給水量が2万5千トンを超える水道用水供給事業は国、それ以下は道とに分かれている指導・監督権限について全て道に移譲し、道内における水道事業等の指導監督は全て道が行うことができるよう提案するとともに、この提案により国から道に権限等の移譲がなされた場合、当該事務の実施に必要な財源を国から道に交付金として措置することを提案します。